

報道関係者 各位

【照会先】

長野労働局労働基準部監督課
課長 森 孝行
主任監察監督官 西尾 裕一郎
(電話) 026-223-0553

自動車運転者を使用する事業場に対する

令和 4 年の監督指導、送検等の状況について

～トラック事業者の7割超が法令違反～

厚生労働省長野労働局（局長 久富 康生）では、このたび、管内の労働基準監督署が、令和 4 年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導や送検等の状況について取りまとめましたので、公表します。（別紙 1 参照）

長野労働局及び管内の労働基準監督署では、引き続き自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、法令違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施するなど、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

また、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど、重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対処していきます。

さらに、令和 4 年 12 月 23 日の改善基準告示の改正に伴い、当局に「荷主特別対策チーム」を編成し、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請する取組を行っています。（別紙 2 - 1 及び 2 - 2 参照）

【令和 4 年の監督指導等の概要】

監督指導を実施した事業場は、89 事業場、このうち、労働基準関係法令違反が認められたのは、68 事業場（76.4%）。また、改善基準告示（ ）違反が認められたのは、40 事業場（44.9%）。（ ）「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号）

主な労働基準関係法令違反は、労働時間（37.1%）、割増賃金（21.3%）、時間把握（7.9%）。

主な改善基準告示違反は、最大拘束時間（27.0%）、総拘束時間（25.8%）、連続運転時間（21.3%）。

重大・悪質な労働基準関係法令違反により送検したのは、2件。

（別紙 1）自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導、送検等の状況（令和 4 年）

（別紙 2 - 1）発着荷主等に対する要請の取組

（別紙 2 - 2）発着荷主等に対する要請時に配付するリーフレット

自動車運転者を使用する事業場に対する 監督指導、送検等の状況(令和4年)

1 監督指導の状況

(1) 業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

表中の()内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

業種	事項 監督実施事業場数	労働基準関係法令違反事業場数	主な違反事項		
			労働時間	時間把握	割増賃金
トラック	67	49	28	4	12
		(73.1%)	(41.8%)	(6.0%)	(17.9%)
バス	4	4	0	1	2
		(100.0%)	—	(25.0%)	(50.0%)
ハイヤー・タクシー	15	13	4	2	5
		(86.7%)	(26.7%)	(13.3%)	(33.3%)
その他	3	2	1	0	0
		(66.7%)	(33.3%)	—	—
合計	89	68	33	7	19
		(76.4%)	(37.1%)	(7.9%)	(21.3%)

(注1) 「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など）。以下、同じ。

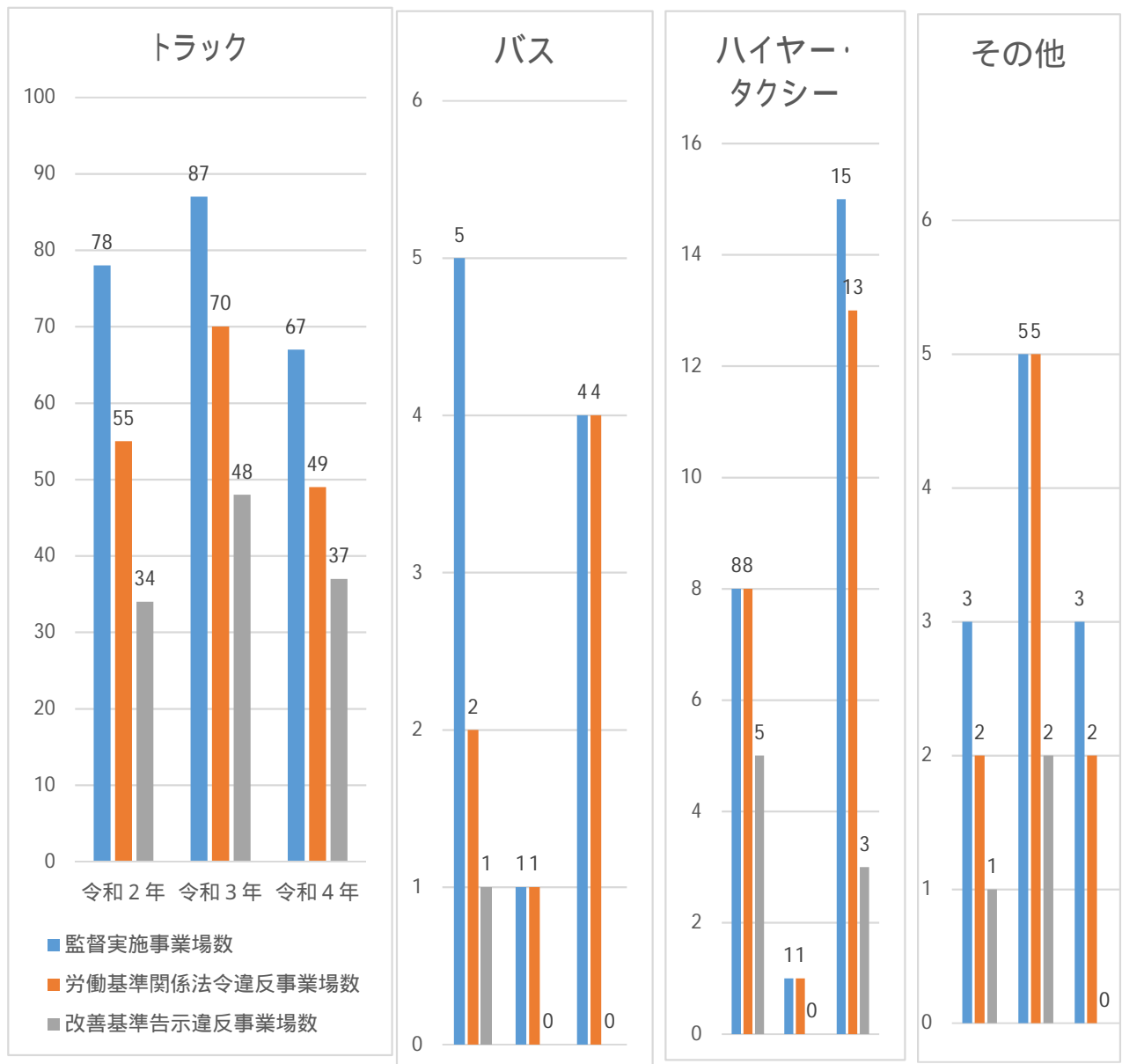
(注2) 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の合計と違反事業場数とは一致しない。以下、同じ。

(2) 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

業種	事項 監督実施事業場数	改善基準告示違反事業場数	主な違反事項					
			総拘束時間	最大拘束時間	休息期間	最大運転時間	連続運転時間	休日労働
トラック	67	37	21	23	15	9	19	6
		(55.2%)	(31.3%)	(34.3%)	(22.4%)	(13.4%)	(28.4%)	(9.0%)
バス	4	0	0	0	0	0	0	0
		—	—	—	—	—	—	—
ハイヤー・タクシー	15	3	2	1	0	0	0	0
		(20.0%)	(13.3%)	(6.7%)	—	—	—	—
その他	3	0	0	0	0	0	0	0
		—	—	—	—	—	—	—
合計	89	40	23	24	15	9	19	6
		(44.9%)	(25.8%)	(27.0%)	(16.9%)	(10.1%)	(21.3%)	(6.7%)

(注) 総拘束時間：1か月または1週当たりの拘束時間、最大拘束時間：1日当たりの拘束時間、休息期間：勤務と次の勤務の間の時間、最大運転時間：1日及び1週当たりの運転時間、連続運転時間：1回当たりの運転時間

(3) 令和2年からの3年間における業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び改善基準告示違反の事業場数は、次のとおりであった。



	トラック			バス			ハイヤー・タクシー			その他		
	令和2年	令和3年	令和4年	令和2年	令和3年	令和4年	令和2年	令和3年	令和4年	令和2年	令和3年	令和4年
監督実施事業場数	78	87	67	5	1	4	8	1	15	3	5	3
労働基準関係法令違反事業場数	55	70	49	2	1	4	8	1	13	2	5	2
改善基準告示違反事業場数	34	48	37	1	0	0	5	0	3	1	2	0

(4) 令和4年の監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

事例1 (トラック)

違法な時間外労働の是正及び賃金不払残業分の支払いを指導

(1) 概要

- 36 協定で定める延長時間を超えて、1か月最大 135 時間の時間外労働を行わせていた他、1日の最大拘束時間の上限 16 時間、1か月の総拘束時間の上限 293 時間、1日及び1週間の運転時間の上限を超えている運転者が認められた。
- 割増賃金を支払うに当たり、一部の手当を割増賃金の基礎となる賃金から除外していたことが認められた。

(2) 労基署の対応

- 36 協定を超える時間外労働、改善基準告示で定めた拘束時間等の上限を超える運行及び割増賃金の一部未払いは違法であり、是正勧告した。
- 過重労働による健康障害防止対策として、長時間労働削減について、指導した。

指導等 事項

労働基準法第 32 条(労働時間)違反

改善基準告示違反(1日最大拘束時間、1か月総拘束時間、1日及び1週間の運転時間)

労働基準法第 37 条 (割増賃金)違反

過重労働による健康障害防止のための、長時間労働の削減及び医師との面接指導の実施

(3) 指導後の会社の取組

- 36 協定の限度時間を遵守し、改善基準告示違反を是正するとともに、長時間労働の削減に向け、運転者の採用を行った。
- 労働時間を削減するため、荷役作業の効率化を図った。
- 長時間労働を行っていた者に対し、地域産業保健センターを活用し、医師の面接指導を行った。
- 割増賃金の不足分を遡及して支払った。

脳・心臓疾患の労災認定基準においては、「発症前 1 か月間におおむね 100 時間又は発症前 2 か月間ないし 6 か月間にわたって、1 か月当たりおおむね 80 時間を超える時間外労働が認められる場合」、業務と発症との関連性が強いと評価されます。

不適切な歩合給制度 (累進歩合給) の見直しを指導

(1)概要

- 運転者の賃金体系が、運賃収入に応じた歩合給によるものであったが、その割合が、段階的に上がる「累進歩合給」となっていた。

(2)労基署の対応

- 賃金制度の見直しを指導した。

指導事項

累進歩合制度の廃止

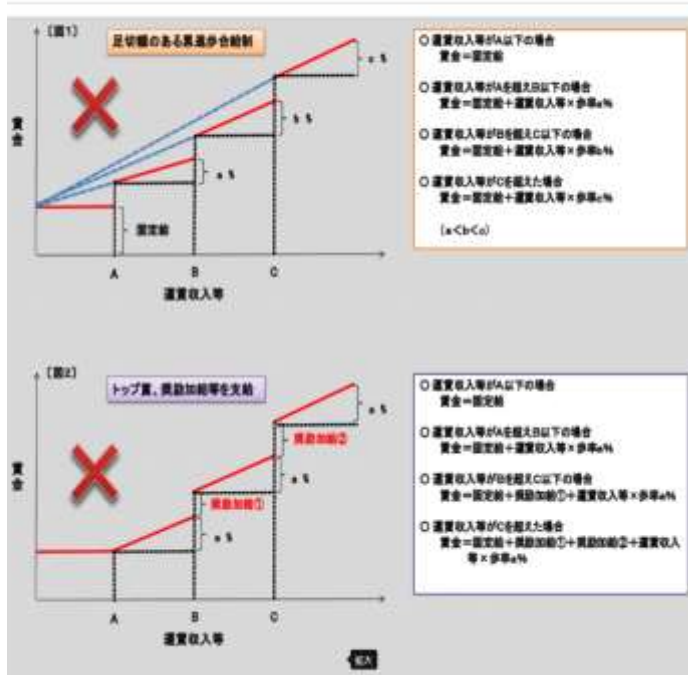
(3)指導後の会社の取組

- 累進歩合制度を廃止し、新たな賃金体系を構築することとした。

(参考)○ 累進歩合制度について

累進歩合制度とは、運賃収入等に応じて歩合給が定められている場合に、その歩合給の額が非連続的に増減するいわゆる「累進歩合給」などをいう (下図1, 2参照)。

同制度は、自動車運転者の長時間労働やスピード違反を誘発するおそれがあり、交通災害の発生も懸念されることから、採用は望ましくないとして、労働基準局長通達に基づき、その廃止を指導しています。



運賃収入等がA以下の場合

賃金＝固定給

○運賃収入等がAを超えB以下の場合

賃金＝固定給＋運賃収入等×歩率a%

○運賃収入等がBを超えC以下の場合

賃金＝固定給＋運賃収入等×歩率b%

○運賃収入等がCを超えた場合

賃金＝固定給＋運賃収入等×歩率c%

(a < b < c)

2 送検状況

(1) 令和2～4年の3年間に於いて、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、労働基準監督署が送検した件数は、業種ごとに次のとおりであった。

	令和2年	令和3年	令和4年
トラック	2	0	2
バス	0	0	0
ハイヤー・タクシー	0	0	0
その他	0	0	0

(2) 令和4年の送検法条文の内訳は、次の通りであった。

安全管理体制（労働安全衛生法第11条）	1
安全管理体制（労働安全衛生法第17条）	1
安全基準（労働安全衛生法第20条）	1

（注）違反事項が2つ以上ある場合は、各々計上しているため、各違反事項の合計と送検事業場数とは一致しない。

(3) 令和4年の送検事例には、以下のようなものがあった。

事例1

安全管理者に適切な業務を行わせていなかった疑い

捜査経過

令和4年、労働者が、金属製コンテナを4段積み重ねて（高さ約3.5m）運搬作業中、そのコンテナが倒壊し、下敷きになり、骨折等の重傷を負う労働災害が発生した。

被疑事実

- 安全管理者に、労働者の安全に係る技術的事項を管理させていなかった疑い。
- 安全委員会を設けず、労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること等を調査審議していなかった疑い。

違反条文

- ・労働安全衛生法第11条第1項(安全管理者)
- ・同法 第17条第1項(安全委員会)

事例2

フォークリフトの作業計画を作成していなかった疑い

捜査経過

令和3年、労働者が、荷卸し先の会社敷地内等において、荷卸し先のフォークリフトを用いて荷物の運搬作業を行っていたところ、会社敷地内に停止させたフォークリフトが逸走し、公道上で作業をしていた労働者が、逸走したフォークリフトと公道に駐車中のトラックの間に挟まれ、死亡するという労働災害が発生した。

被疑事実

- 労働者に、フォークリフトを用いて作業を行わせる際は、あらかじめ、同作業に係る作業計画を定め、作業計画による作業を行う必要があるが、同作業計画を作成していなかった疑い。

違反条文

- 労働安全衛生法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）
労働安全衛生規則第151条の3（作業計画）

3 国土交通省との連携

(1) 北陸信越運輸局長野運輸支局との相互通報

自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果(改善基準告示違反等)を相互に通報している。

	令和2年	令和3年	令和4年
労働基準監督機関から通報した件数	0	8	17
労働基準監督機関が通報を受けた件数	3	2	1

(2) 北陸信越運輸局長野運輸支局との合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の労働条件の改善・確保を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っている。

	令和2年	令和3年	令和4年
トラック	2	5	0
バス	0	0	0
ハイヤー・タクシー	0	0	0
合計	2	5	0

荷主特別対策チームの編成

(目的)

道路貨物運送業における自動車運転者の長時間労働を是正し、過重労働による健康障害を防止するため、以下のとおり都道府県労働局（以下「局」という。）において「荷主特別対策チーム」を編成する。

(構成員)

荷主特別対策チームは、①局労働基準部監督課の荷主特別対策担当官及び労働時間管理適正化指導員、②労働基準監督署（以下「署」という。）の労働時間改善指導・援助チームの労働時間相談・支援班の班員（※）により構成する。

※ 平成30年1月から署に編成されている労働基準監督官等による働き方改革の推進に向けた取組を行っている班。

(実施事項)

- 1 署は、発着荷主及び着荷主並びに道路貨物運送業の元請事業者（以下「発着荷主等」という。）に対して、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること等を要請する。
- 2 荷主特別対策担当官は、上記1の要請を受けた発着荷主等が要請事項に積極的に取り組めるよう、労働時間管理適正化指導員に指示し、発着荷主等へ訪問させる。
- 3 労働時間管理適正化指導員は、訪問した発着荷主等に対して、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等を行う。
- 4 その他、荷主特別対策担当官が中心となり、管内の荷主団体等への要請に関する調整や荷主等による長時間の恒常的な荷待ちに関する情報の地方運輸機関に対する通報を含む連絡調整等を行う。

荷主・元請運送事業者の皆さまへ



STOP! 長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、
自動車運転者の長時間労働の要因
となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも
長時間の荷待ちの改善に向けて
ご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、
ぜひ**前向きに検討をお願いします。**



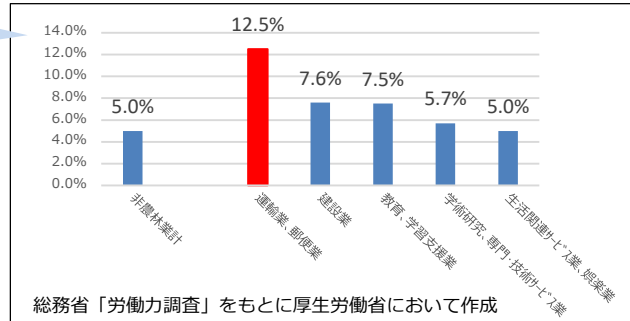
道路貨物運送業の実態

⚠️ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

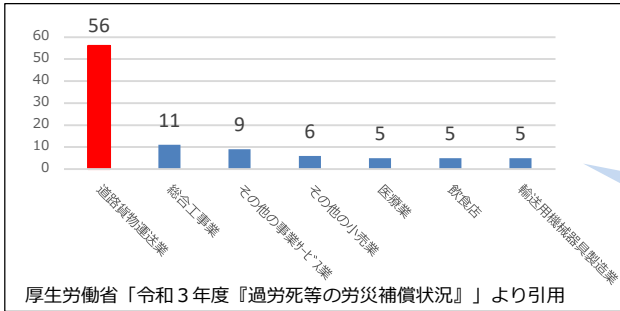
道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあります

月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合※（上位業種）

※ 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合



脳・心臓疾患の支給決定件数（上位業種）



過労死等の労災支給決定件数も最も多い業種です

このような状況もあって、改善基準告示※が定められており道路貨物運送業はこれを遵守しなければなりません

※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）
トラック運転者の拘束時間などを定めたもの。



しかし、長時間労働の要因には昔からの取引慣行など事業主の努力だけでは見直しが困難なものもあります

社会インフラである「物流」の現状

⚠️ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難

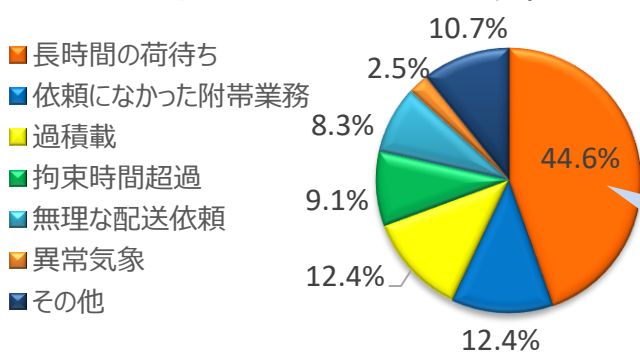


国民生活や経済活動に不可欠な社会インフラである「物流」

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより危機的状況との指摘もあります



国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為の割合（R4.11.30時点）



国土交通省は違反原因行為※が疑われる荷主に「働きかけ」等を行っています

※ 貨物自動車運送事業法等の違反の原因となるおそれのある行為

「働きかけ」の中で荷主都合による長時間の荷待ちが約半数を占めています

1 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。**

取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」
(厚生労働省・国土交通省・公益社団法人
全日本トラック協会 (2019/08))

改善した現場の声



荷待ち車両がいなくなって、敷地が有効活用できるようになり、近隣住民の方からの苦情もなくなりました。

構内のリフトマンや荷受け作業員の作業の平準化につながりました。おかげで、ミスも減りました。



荷待ち時間解消のため出荷順に合わせた荷置きを行ったらピッキング作業などが減り、自社の積込み時間が削減できました。

注文からお届けまでの期間に余裕を持たせることで、安定した物流サービスを受けることができますね。



2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、**トラック運転者が告示を守れる着時刻などを設定しましょう。**
また、改善基準告示に違反して**安全な運転を確保できないような発注を行うことはやめましょう。**




改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

3 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう

トラック運転者に**事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません。**
労働災害防止のため、トラック運転者に**荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。**




「荷主」って誰のこと？



当社は商品を受け取る
だけなので
関係ないですね。

荷物の受け取り先



大きい会社のことかな。
うちは小さいから関係
ないはずね。

中小企業



いえいえ。

荷主というのは、
荷物の出し手である**発荷主**だけではなく、
荷物の受け取り手である**着荷主**も該当します。
また、**会社の規模**なども関係ありません。
皆さんの行動も、トラックドライバーの方の
長時間労働の削減のためにとても大切です。

お問い合わせ

荷待ち時間の見直しに当たっては、
都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。
ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		